

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表（令和７年度）

令和８年７月２８日

広島県後期高齢者医療広域連合

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第１９条第６項の規定に基づき、特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況について、次のとおり公表する。

１ 数値目標設定項目の状況

(1) 職員ごとの年次有給休暇取得率を６０％（１２日）以上とする。

区 分	目標設定時の状況	行動計画期間				
	元年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
60%以上取得者(人)	12	32	30	36	33	30
対象職員数(人)	36	40	39	39	39	39
達成率(%)	33.3	80.0	76.9	92.3	84.6	76.9

(2) 職員一人当たりの年間総超過勤務時間の平均を１５０時間未満とする。

区 分	目標設定時の状況	行動計画期間				
	元年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
150時間未満の職員(人)	14	30	31	34	27	25
対象職員(人)	31	35	34	34	34	34
達成率(%)	45.2	85.7	91.2	100	79.4	73.5

(3) 男性の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率をそれぞれ100%にする。

区 分	目標設定時の状況	行動計画期間				
	元年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
配偶者出産休暇を取得した男性職員の率(%)	該当者なし	100	該当者なし	該当者なし	100	100
育児参加のための休暇を取得した男性職員の率(%)	66.6	40.0	33.3	0	80.0	71.4

※ 育児参加のための休暇については、①配偶者の産前産後の期間における子の養育、②中学校就学の始期に達するまでの子の養育、のいずれかの休暇対象となる男性職員における取得率である。

(4) 令和7年度までに管理的地位にある女性職員を1人以上にする。

区 分	目標設定 時の状況	行動計画期間				
	元年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
管理的地位にある女性 職員(人)	0	1	1	2	2	2

2 取組実績

特定事業主行動計画に掲げた以下の取組項目について、行動計画期間（令和3年度～令和7年度）を通じて取組みに努め、女性の職業生活における活躍の推進を図った。

（取組項目）

- (1) 管理職員は、年次有給休暇取得目標を職員に周知するとともに、子供の学校行事日や家族の記念日などには年次有給休暇を積極的に取得するよう促し、仕事と家庭の充実に向けた環境整備に努めるものとする。
また、ゴールデンウィーク期間や夏季休暇期間、年末年始等の休日を組み合わせた連続休暇の取得を奨励する。
- (2) 毎週水曜日と手当支給日を定時退庁日に設定し、管理職員は各職員に早期退庁を促す。
- (3) 職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化を図る。
- (4) 管理職員は、男性の配偶者出産休暇・育児参加のための休暇制度及び取得目標を職員に周知し、計画的に休暇を取得できるよう促す。
- (5) 育児休業を希望する職員がいる場合、管理職員は、速やかに育児休業後の業務体制を整備し、当該職員が円滑に休業に入れるよう努めるものとする。
- (6) 広域連合職員は、原則、県・県内市町からの派遣で構成されているため、派遣元に対して本計画の趣旨を説明し、出来るだけ管理的地位にある職に適している女性職員の派遣を依頼する。
- (7) 管理職員は、ハラスメント等の防止を図るため、日頃から相談しやすく働きやすい職場環境を整えるように努める。